

所持許可申請（クロスボウ）

必要書類等	新規許可	追加許可
クロスボウ所持許可申請書	○	○
写真2枚	○	—
診断書	○	○
譲渡等承諾書	○	○
講習修了証明書	○	○
認知機能検査結果通知書	75歳以上の方	
住民票の写し	△（※1）	△（※1、2）
身分証明書	○	△（※2）
同居親族書	○	△（※2）
経歴書	○	△（※2）
射撃（予定）場所の資料	○（※3）	○（※3）

- 射撃場所が決まっていない場合や射撃場所を確保する具体的な計画がない場合は、許可の用途に供することが明らかでないものとして不許可になる場合があります。詳しくは、住所地を管轄する警察署又は警察本部までお問い合わせください。

「写真」：申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもの（裏面に氏名及び撮影年月日を記載）

「診断書」：精神保健指定医又はかかりつけ医（過去に申請者の心身の状況について診断したことがある医師）が作成したものであって、銃砲刀剣類所持取締法第5条第1項第3号又は第4号に該当しないと認められるかどうかに関する意見が記載されているもの。

「住民票」：本籍地及び世帯全員が記載されたもの。（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

「身分証明書」：破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（本籍の市町村が発行）

- ※1 現に猟銃等又はクロスボウを所持している方は、「猟銃・空気銃所持許可証」又は「クロスボウ所持許可証」の提示で省略することができます。
- ※2 直近の申請で提出した書類の記載事項に変更がないときは省略することができます。（申請書の「省略した書類」欄に前回提出年月日を記載）
- ※3 クロスボウの標的射撃ができる場所は、銃砲刀剣類所持等取締法第10条第2項第2の2号で「危害予防上必要な措置が取られている場所として内閣府令（銃刀法施行規則）で定めるもの」とされ、その基準が銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第8条の4及び別表第2に規程されています。
- 標的射撃の用途でクロスボウの所持許可申請をしようとする方は、射撃（予定）場所について、あらかじめ上記

法令の基準を満たした場所を確保し、又は確保する具体的な計画をお願いします。